

荒川区監査委員監査基準

令和2年3月27日

(監査委員決定)

第1章 総則

(目的)

第1条 本基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第198条の3に基づく監査基準であり、法、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）及び荒川区監査委員条例（昭和39年荒川区条例第24号）の規定により荒川区監査委員（以下「監査委員」という。）が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の基本原則を定めることを目的とする。

(監査委員の責務)

第2条 監査委員は、法の規定に基づき設置された独任制の執行機関として、公正で効率的な行財政運営を確保するため、荒川区民の負託を受けてその職務を遂行する。

(倫理規範)

第3条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、本基準に則ってその職務を遂行するものとする。

(独立性、公正不偏の態度及び正当な注意)

第4条 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。

2 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

(専門性)

第5条 監査委員は、荒川区（以下「区」という。）の財務管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持確保するため研鑽に努めるものとする。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務が本基準に則って遂行されるよう、区の財務管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。

(質の管理)

第6条 監査委員は、本基準に則って、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。そのために、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

2 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存するものとする。

(代表監査委員)

第7条 監査委員は、あらかじめ協議により代表監査委員を定める。

- 2 代表監査委員は、監査委員に関する庶務及び代表監査委員が行うこととされている訴訟に関する事務を処理する。
- 3 代表監査委員に事故があるとき、又は代表監査委員が欠けたときは、あらかじめ代表監査委員が指定する監査委員がその職務を代理する。

(委員の協議)

第8条 監査委員の権限に属する事務の運営に関する重要事項は、監査委員の協議に基づいて執行する。

- 2 監査委員は、監査の執行上必要があるときは、協議によりその担任区分を定めることができる。

第2章 監査等の実施基準

(監査、検査、その他の行為の目的)

第9条 区において監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、区の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、荒川区民の福祉の増進に資することを目的とする。

- 2 監査委員は、監査基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会及び長等に提出する。

(監査等の範囲及び目的)

第10条 監査、検査、審査その他の行為のうち、本基準における監査等は次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

- (1) 財務監査 財務に関する事務の執行管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること
- (2) 行政監査 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること
- (3) 財政援助団体等監査 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること
- (4) 決算審査 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること
- (5) 例月出納検査 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること
- (6) 基金運用審査 基金の運用状況を示す書類の係数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること
- (7) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基

礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか監査すること

- 2 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（監査等を除く。）については、法令の規定に基づき、かつ、本基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

（監査計画）

第11条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう過去の監査結果、監査結果の措置状況等を総合的に勘案し、監査計画を策定するものとする。

- 2 前項の監査計画は、年度計画及び個別計画とする。

（年度計画）

第12条 年度計画は、その年度内に実施すべき監査について、監査の基本方針、監査の種類、対象部局、実施期間等を予定して、毎年度開始前に決定する。

（個別計画）

第13条 個別計画は、概ね次の事項について実施のつど定める。

- (1) 監査の対象、実施場所及び期間
- (2) 監査の方針及び着眼点
- (3) 監査参考資料の内容
- (4) 月別監査実施日程表
- (5) 監査実施の通知

（組織目的の達成を阻害する要因の識別と対応）

第14条 監査委員は、組織目的の達成を阻害する要因を識別し検討した上で、監査等を実施するものとする。

- 2 監査委員は、「適正な事務執行に向けた取組状況」について、情報を集め適切に監査等を行うものとする。

（監査等の実施手続）

第15条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

（監査等の証拠入手）

第16条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

- 2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第17条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

(監査専門委員、外部監査人等との連携)

第18条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員、外部監査人等との連携を図るものとする。

第3章 監査等の結果に関する報告基準

(報告書等の作成及び提出)

第19条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会、長及び関係のある委員会又は委員に提出するものとする。

2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

3 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び長に提出するものとする。

4 監査委員は、決算審査、基金運用審査及び健全化判断比率等審査を終了したときは、意見を長に提出するものとする。

(報告等の記載事項)

第20条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 本基準に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の着眼点(評価項目)
- (5) 監査等の実施内容
- (6) 監査等の結果

2 前項第6号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 財務監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること
- (2) 行政監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を

挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること

- (3) 財政援助団体等監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること
 - (4) 決算審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること
 - (5) 例月出納検査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること
 - (6) 基金運用審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること
 - (7) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること
- 3 第1項第6号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
- 4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

(合議)

第21条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告（財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。）の決定
 - (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定
 - (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定
 - (4) 決算審査に係る意見の決定
 - (5) 基金運用審査に係る意見の決定
 - (6) 健全化判断比率等審査に係る意見の決定
- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会、長及び関係のある委員会又は委員に提出するとともに公表するものとする。

(公表)

第22条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

(措置状況の公表等)

第23条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は、当該措置の内容を公表するものとする。

2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるように努めるものとする。

(委任)

第24条 本基準の実施に必要な事項の決定は監査事務局長に委任する。

附 則

1 本基準は、令和2年4月1日から施行するものとする。

2 荒川区監査事務運営要綱（昭和47年11月30日監査委員決定）は廃止する。